

長岡京市家族介護者団体活動支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家族を介護する者等（以下「家族介護者」という。）に介護に関する様々な知識、情報を得る機会を提供する家族介護者団体（以下「団体」という。）の活動を支援するため、長岡京市家族介護者団体活動支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「家族介護者」とは、現に家族の介護を行っている者の他、過去に介護を行ってきた経験を持つ者や、今後介護を行う可能性をもつ者をいう。

(助成の対象)

第3条 助成の対象は、本市を活動の本拠とする団体とする。

(助成額)

第4条 助成額は、1団体につき年間20,000円を上限とする。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付対象は、団体の活動に係る以下の経費とする。

- (1) 報償費（講師等謝礼）
- (2) 需用費（消耗品費、印刷製本費）
- (3) 役務費（通信運搬費）
- (4) 使用料及び賃借料（施設借上料）
- (5) その他市長が必要と認めた経費

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体は、長岡京市家族介護者団体活動支援助成金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、毎年度5月末日(年度中途に結成された場合は、結成から10日以内)までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書及び収支予算書
- (2) 会員名簿
- (3) その他市長が必要と認めた書類

2 助成金を初めて申請する団体は、前項の書類に加え、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 団体規約の写し
- (2) 活動実績を証明する書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、当該申請書に係る助成金交付の適否を審査し、必要と認めたときは、長岡京市家族介護者団体活動支援助成金交付決定通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定をする場合において、助成金の交付の目的を達するため、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 補助金等の交付を申請した者は、前条第1項の規定による交付決定通知書を受領した場合において、当該申請にかかる補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請にかかる助成金の交付決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第9条 第6条の規定による助成金の交付の決定を受けた団体は、長岡京市家族介護者団体活動支援助成金実績報告書(別記様式第3号)に次の書類を添えて、3月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 活動内容報告書及び収支決算書
- (2) 領収証等、交付対象経費に係る支出を証する書類
- (3) その他市長が必要と認めた書類

(確定通知)

第10条 市長は、前条に規定する事業の実績報告書を受領したときは、当該報告にかかる書類の審査及び必要に応じて行う実地検査等により、その助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、長岡京市家族介護者団体活動支援助成金確定通知書(別記様式第4号)により、当該団体に通知するものとする。

(請求及び交付)

第11条 前条の規定による確定通知を受けた団体は、長岡京市家族介護者団体活動支援助成金交付請求書(別記様式第5号)により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合には、当該団体に対し、助成金を交付するものとする。

(交付の特例)

第12条 助成事業の性質上、市長が特に必要と認めたときは、別に定めるところにより、その事業の施行前又は施行中に助成金の一部又は全部を交付することができる。

2 第6条に規定する交付の決定通知を受けた後において、概算交付を受けようとする場合には、次の関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 家族介護者団体活動支援助成金交付決定通知書の写し
- (2) 家族介護者団体活動支援助成金概算交付請求書(別記様式第6号)

(助成金の交付取消等)

第13条 助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、

助成金の交付決定若しくは確定を取消し又は変更することができる。

- (1) 助成金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき、又は使用しなかったとき。
- (2) 助成金の交付に付した条件に違反したとき。
- (3) 助成金の経理状況が不適正と認められるとき。
- (4) 事業の実施方法が、助成金の交付の趣旨にそわないと認められるとき。
- (5) 団体の活動を休止したとき。
- (6) 団体を解散したとき。

(助成金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により助成金の取消等を行った場合において、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその一部または全部の返還を命ずることができる。

2 市長は、第11条の規定により助成金の概算交付を受けた場合において、助成金交付済額が実績報告に基づく必要な助成額を超えたときは、当該団体に対して、その差額を返還させることができる。

(延滞金)

第15条 助成金の交付を受けた団体が、助成金返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、当該団体に対し、長岡京市補助金等交付規則(昭和57年長岡京市規則第8号)第15条の規定を適用するものとする。

(解散の届出等)

第16条 助成金の交付を受けた団体が年度中途において解散したときは、当該団体の代表者は、長岡京市家族介護者団体解散届(別記様式第7号)により速やかに市長に届出なければならない。

(経理)

第17条 助成金の交付を受けた団体は、収入及び支出の状況を明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第6条関係)

年 月 日

長岡京市長 様

団体名

代表者住所

代表者名

年度長岡京市家族介護者団体活動支援助成金交付申請書

年度長岡京市家族介護者団体活動支援助成金を交付されるよう、下記の関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

- 1 活動計画書
- 2 収支予算書
- 3 会員名簿

- 4 団体規約の写し
- 5 活動実績を証明する書類

別記様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

年度長岡京市家族介護者団体活動支援助成金交付決定通知書

月 日付で申請のありました長岡京市家族介護者団体活動支援助成金について、長岡京市家族介護者団体活動支援助成金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交付決定額 金 円

別記様式第3号(第9条関係)

年 月 日

長岡京市長 様

団体名

代表者住所

代表者名

年度長岡京市家族介護者団体活動支援助成金実績報告書

年度長岡京市家族介護者団体活動支援助成金の実績報告を、次の関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- 1 活動内容報告書及び収支決算書
- 2 添付資料（領収証等）

別記様式第4号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

年度長岡京市家族介護者団体活動支援助成金確定通知書

年 月 日付をもって交付申請のありました助成金については、長岡京市
家族介護者団体活動支援助成金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり確定しま
したので通知します。

記

交付確定額 金 円

別記様式第5号(第11条関係)

年 月 日

長岡京市長 様

団体名
代表者住所
代表者名

年度長岡京市家族介護者団体活動支援助成金交付請求書

年 月 日付で交付決定のありました長岡京市家族介護者団体活動支援助成金について、長岡京市家族介護者団体活動支援助成金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円

別記様式第6号(第12条関係)

年 月 日

長岡京市長 様

団体名
代表者住所
代表者名

年度長岡京市家族介護者団体活動支援助成金概算交付請求書

年 月 日付で交付決定のありました家族介護者活動支援助成金について、長岡京市家族介護者団体活動支援助成金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 金 円
- 2 概算交付が必要な理由

- 3 添付書類
 - (1) 交付決定通知書の写し

別記様式第7号(第16条関係)

年 月 日

長岡京市長 様

団体名
代表者住所
代表者名

長岡京市家族介護者団体解散届

年 月 日付で下記の理由により解散したので届け出ます。

記